

2 農畜機第 9 7 2 号

令和 2 年 5 月 1 5 日

各 都道府県知事 殿

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 佐藤 一雄

(公 印 省 略)

畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添 1 の第 3 の 3 の (4) のイ、別添 2 の第 3 の 4 の (2) 及び別添 3 の第 3 の 5 の (2) に基づく別に定める災害等及び対象期間について

今般の新型コロナウイルス感染症発生による畜産経営への影響を勘案し、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成 2 5 年 2 月 2 6 日付け 2 4 農畜機第 4 6 9 9 号）別添 1 の第 3 の 3 の (4) のイ、別添 2 の第 3 の 4 の (2) 及び別添 3 の第 3 の 5 の (2) に基づく理事長が別に定める災害等及び対象期間について、下記のとおり定め、本日から適用することとしたので、通知します。

本事業の実施に当たり、貴都道府県における事業実施主体等に対して周知いただくとともに、指導方よろしく願います。

記

1 畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添 1 の畜産特別資金融

通事業及び別添 2 の家畜疾病経営維持資金融通事業は、償還期限若しくは据置期間の延長又は中間据置の設定及び約定償還額の減額に係る特例措置について、対象となる災害等を新型コロナウイルス感染症の発生とし、対象期間を令和 2 年度とする。

- 2 畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添 3 の家畜飼料特別支援資金融通事業は、償還期限若しくは据置期間の延長又は中間据置の設定に係る特例措置について、対象となる災害等を新型コロナウイルス感染症の発生とし、対象期間を令和 2 年度とする。